多可町文化財保存活用地域計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要項

多可町(以下「町」という。)は、文化財保護法第183条の3の規定に係る文化財保存活用地域計画 (以下、「地域計画」という。)の策定支援業務を委託する事業者の選定を行う。事業者の決定にあたっ て、効果的で現実性の高い地域計画を策定するためには、文化財・まちづくり等の専門的知識や、文化 財の保存・活用のための計画策定に関する経験が必要であることから、プロポーザル(企画提案)方式 を採用し、業者選定を行う。

この要項は、地域計画策定支援業務委託に係る民間事業者からの提案に関して、必要な事項を定めたものとする。

1 業務名

多可町文化財保存活用地域計画策定支援業務

2 事業概要

(1)業務内容

「多可町文化財保存活用地域計画策定支援業務 仕様書」(別紙1)のとおり

(2)委託期間

契約締結日(令和5年8月予定)から令和7年3月27日(木)まで

(3) 見積限度額

7,000,000円 (消費税含む)

令和5年度 4,000,00円(消費税含む)

令和6年度 3,000,00円(消費税含む)

3 選定方法

- (1)事業を委託する事業者(以下「受託者」という。)は、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。
- (2) 応募のあった事業者の企画提案書を、多可町文化財保存活用地域計画策定支援業務審査委員会(以下、「委員会」という。) において審査のうえ、1事業者を選定する。

4 応募資格

応募者は、次の要件の全てを満たすこととする。

- (1) 文化財保護法第183条の3の規定に係る文化財保存活用地域計画の策定業務の実績(元請の実績に限る)を有する者であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5年度多可町入札参加資格審査申請を行っている者であること。
- (4) 多可町指名停止基準 (平成24年多可町告示第7号) に基づく指名停止を受けていない者である こと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始

の申立てがなされていない者であること。

- (6) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。
- (7) 多可町暴力団排除条例(平成24年多可町条例第34号)に基づく、自らが暴力団等(条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当しない者であること。

5 企画提案に係るスケジュール

(1)募集要項、仕様書等公表 令和5年6月30日(金)

(2)業務実施に係る質問の受付期限 令和5年7月7日(金)

(5) 企画提案書提出期限 令和5年7月21日(金)17時

(7) 選定結果通知 令和5年8月上旬

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、「質問書」(様式1)に記載し、電子メールまたはFAXで教育総務課 那珂ふれあい館に提出すること。

メールの件名は、「多可町文化財保存活用地域計画質問書(事業者名)」とし、FAXの場合は、送付後教育総務課 那珂ふれあい館へ確認の電話をすること。

※その他の方法(電話・来庁・来館等)による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和5年7月7日(金)17時必着

(3)回答方法

回答は電子メールにより、令和5年7月12日(水)にて回答する。提案書作成に影響が大きいと思われる内容については本町ホームページに掲載して通知する。

7 参加申込書等の提出

(1)受付期限

令和5年7月14日(金)17時必着

(2) 提出書類 参加申込書(様式2号)

会社概要書

業務実績書

(3) 提出先

〒679−1105

兵庫県多可郡多可町中区東山 539-3

多可町教育委員会教育総務課 那珂ふれあい館

※持参又は郵送(宅配便可)により提出書類を一括して提出すること。郵送の場合、到着確認ができる形で提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年7月21日(金)時 17時必着

(2) 提出先

〒679-1105

兵庫県多可郡多可町中区東山 539-3

多可町教育委員会教育総務課 那珂ふれあい館

※持参又は郵送(宅配便可)により提出書類を一括して提出すること。郵送の場合、到着確認ができる形で提出すること。

(3) 提出書類

ア 参加申込書 (様式2)

1 部

イ 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの納税証明書(写し)

1 部

ウ 企画提案図書

10 部

※企画提案図書は、「多可町文化財保存活用地域計画作成支援業務 企画提案図書策定要領」(別紙2)を参照のうえ作成すること。

9 審査について

(1) 審査委員会

受託者の選定は「多可町文化財保存活用市域計画策定支援業務委託審査会」(以下「審査会」という。)が行う。選定にあたっては、提出資料(参加申込書及び企画提案書等)を審査し、最も優れた提案を行ったものを1者選定する。審査によって選定された者が、辞退又は契約の時点において資格がないと認めた時は、次順位の者を受託者とすることができる。

(2) プレゼンテーション

ア 日程・場所

日程:令和5年7月28日(金)開催予定 ※詳細は別途通知。

場所:多可町教育委員会 教育総務課 那珂ふれあい館

イ 実施内容

- (ア)提出資料を基にプレゼンテーション(説明)とヒアリング(質疑)を行う。
- (イ) 持ち時間は、1 者につきおおむね30分とする。(説明15分、質疑15分)
- (ウ) プレゼンテーションは企画提案書等の掲載内容のみで行うものとし、追加資料の提出は認めない。
- (エ) パソコン、プロジェクター等の使用により提案内容の説明を行う場合は、各自準備する こと。(スクリーンは教育総務課 那珂ふれあい館で準備する。)
- (オ) 参加者は3人までとする。(パソコン操作担当を含む。)

ウ 審査方法

「多可町文化財保存活用地域計画策定支援業務委託 プロポーザル審査基準」(別紙3)に基づいて実施する。

(3) 選定結果

選定結果は、令和5年8月上旬に参加者全員に郵送で通知するとともに、本町のホームページで公表する。なお、提案者は、本プロポーザルに関する一切の事項について異議、その他苦情の申出をすることはできない。

10 業務委託契約について

受託者と本町が協議し、「多可町文化財保存活用地域計画策定支援業務 仕様書」を確認したうえで契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と本町の協議により最終的に決定する。

また、本支援業務委託の委託料は、契約限度額7,000,00円(消費税含む)を上限とする。

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、参加者及び参加申込者の負担とする。
- (2) 参加手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限後の提出資料の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (4) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (5) 契約に関しては、多可町財務規則に基づき手続きを行う。

12 問合せ先及び提出資料の提出先

〒679-1105

兵庫県多可郡多可町中区東山 539-3

多可町教育委員会教育総務課 那珂ふれあい館(担当:安平)

電話 0795-32-0685 ファックス 0795-30-2730

電子メール katsutoshi_yasuhira@town. taka. lg. jp